

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和8年3月改訂 変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
1	第1章 はじめに	<p>愛知県では、建設工事における生産性向上の取り組みの一つとして、情報共有システム（以下「システム」という）の活用を積極的に図っているところである。<u>本ガイドラインの改訂（令和8年3月）では、委託業務における情報共有システムの活用の拡大に伴う電子成果品の提出方法について記載の追加及び若干の時点修正をするものである。</u></p> <p><u>情報共有システム活用による従来からの変更点は次のとおりである。</u></p> <p>(1) 工事書類及び業務書類（以下「工事書類等」という）の電子提出</p> <p>従来は紙により提出・確認していた工事書類（工事打合簿、段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認書等）及び業務書類（業務打合簿、打合せ記録簿及び身分証明書交付願等）を、システムを用いて提出・確認する。</p> <p>(2) 電子提出した工事書類等の電子納品</p> <p>電子提出した工事書類等は、電子納品の対象とし、委託業務における報告書など契約図書や基準類で指定された場合等を除き、紙への印刷は行わない。</p> <p>(3) 電子納品における電子媒体（CD、DVD等）の廃止</p> <p>電子成果品について、システムを用いてオンラインで納品することとし、<u>システムから納品しない場合は、保管管理システムへのオンライン電子納品による納品とする。これらの場合において</u>は、電子媒体の作成・提出は不要である^{※1,2}。</p> <p>※1 一部（契約図書や基準類で指定された場合等）を除く</p> <p>※2 <u>建築局、農業水産局及び農林基盤局の委託業務並びに情報共有システムを利用しない工事については、電子媒体で納品する</u></p>	<p>愛知県では、建設工事における生産性向上の取り組みの一つとして、情報共有システム（以下「システム」という）の活用を積極的に図っているところであるが、<u>建設事業全体のさらなる生産性向上に取り組むため、委託業務におけるシステムの活用を開始する。このため、ガイドラインを改訂（令和7年9月）するものである。</u></p> <p>従来からの変更点は次のとおりである。</p> <p>(1) 工事書類及び業務書類（以下「工事書類等」という）の電子提出</p> <p>従来は紙により提出・確認していた工事書類（工事打合簿、段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認書等）及び業務書類（業務打合簿、打合せ記録簿及び身分証明書交付願等）を、システムを用いて提出・確認する。</p> <p>(2) 電子提出した工事書類等の電子納品</p> <p>電子提出した工事書類等は、電子納品の対象とし、委託業務における報告書など契約図書や基準類で指定された場合等を除き、紙への印刷は行わない。</p> <p>(3) 電子納品における電子媒体（CD、DVD等）の廃止</p> <p>電子成果品について、<u>工事ではシステムを用いてオンラインで納品することとし、委託業務では、保管管理システムへのオンライン電子納品による納品とする場合は、電子媒体の作成・提出は不要である</u>※。</p> <p>※ 一部（契約図書や基準類で指定された場合等）を除く</p>	委託業務における情報共有システムの活用の拡大に伴う修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和8年3月改訂 変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
4	第2章 対象工事及び委託業務 表 2-2	建設局 都市・交通局 企業庁 令和8年4月以降に契約する全ての業務 ^{*1}	—	対象業務の見直し
4	第2章 対象工事及び委託業務 表 2-2	建築局 農業水産局 農林基盤局 契約図書等で指定された業務 ^{*2}	建設局 都市・交通局 建築局 企業庁 契約図書等で指定された業務 ^{*2}	対象業務の見直し
4	第2章 対象工事及び委託業務 表 2-2 注記	※1 次の工事及び業務はシステム利用の対象外とすることができる。	※1 次の工事はシステム利用の対象外とすることができる。	記述の追加
4	第2章 対象工事及び委託業務 表 2-2 注記	イ 災害復旧など緊急対応が必要な場合や、工期又は履行期間が著しく短い場合（概ね1ヶ月程度を目安とするが施工内容等により個別に判断してよい）など、システムの利用申込手続きや通信回線等の準備に見合った生産性向上が期待できない場合	イ 災害復旧など緊急対応が必要な場合や、工期が著しく短い場合（概ね1ヶ月程度を目安とするが施工内容等により個別に判断してよい）など、システムの利用申込手続きや通信回線等の準備に見合った生産性向上が期待できない場合	記述の追加
6	3-1 情報共有システム利用の流れ 図 3-2	追加	—	運用方法の追加
7	3-1 情報共有システム利用の流れ 図 3-3	図 3-3 情報共有システム利用の流れ（委託業務（ <u>オンライン電子納品</u> ））	図 3-3 情報共有システム利用の流れ（委託業務（ <u>発注者指定</u> ））	記述の修正
9	3-2 契約図書における明示	発注者は、・・・	(1) 契約図書にて対象工事等に指定する場合 発注者は、・・・	記述の削除
9	3-2 契約図書における明示	項目削除	(2) 周知のための明示	記述の削除

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和8年3月改訂 変更比較表

3/8

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
10	3-3 事前協議 表 3-2	建設局 都市・交通局 建築局 <u>農業水産局 農林 基盤局</u> 企業庁	建設局 都市・交通局 建築局 企業庁	組織の追加
10	3-3 事前協議 表 3-2	身分証明書交付願 <u>△</u>	身分証明書交付願 <u>○</u>	記述の修正
10	3-3 事前協議 表 3-2 凡例	追加	—	記述の追加
11	3-3 事前協議 表 3-3	電子納品 <u>○</u>	電子納品 <u>○</u> <u>※委託業務は除く</u>	記述の修正
11	3-3 事前協議 表 3-3 凡例	<u>○</u> ：必須 <u>※電子納品について、建築局、農業水産 局及び農林基盤局発注の委託業務は除く (電子媒体で納品)</u> <u>△</u> ：任意 (受発注者間の協議により利用の有無を定 める)	<u>○</u> ：必須 <u>△</u> ：任意 (受発注者間の協議により利用の有無を定 める)	記述の追加
12	協議チェックシート【工 事】	3 電子納品適用範囲 <input type="checkbox"/> 愛知県電子納品運用ガイドライン (令和 <u>8</u> 年 <u>3</u> 月)	3 電子納品適用範囲 <input type="checkbox"/> 愛知県電子納品運用ガイドライン (令和 <u>7</u> 年 <u>9</u> 月)	改訂年月の整合
12	協議チェックシート【工 事】	5 図面ファイルの形式 CAD 製図基準等以外のレイヤ <input type="checkbox"/> 対象レイヤ () <input type="checkbox"/> C-ORD-D <input type="checkbox"/> その他 ()	5 図面ファイルの形式 CAD 製図基準等以外のレイヤ <input type="checkbox"/> C-WORK <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> C-WORKD <input type="checkbox"/> その他 ()	記述の整合
12	協議チェックシート【工 事】	8 紙納品の提出部数 <input type="checkbox"/> 電子納品対象外のもの：1部 . . .	8 紙納品の提出部数 <input type="checkbox"/> 電子納品対象外のもの：1部 <input type="checkbox"/> <u>施工計画 書</u> ：1部 (紙提出を省略する部分： <u> </u>) . . .	記述の整合

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和8年3月改訂 変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
13	協議チェックシート【委託業務】	3 電子納品適用範囲 <input type="checkbox"/> 愛知県電子納品運用ガイドライン（令和 <u>8</u> 年 <u>3</u> 月）	3 電子納品適用範囲 <input type="checkbox"/> 愛知県電子納品運用ガイドライン（令和 <u>7</u> 年 <u>9</u> 月）	改訂年月の整合
13	協議チェックシート【委託業務】	7 電子納品の方法(いずれかを選択) <input type="checkbox"/> あいち建設情報共有システムを利用 <input type="checkbox"/> オンライン電子納品・・・	7 電子納品の方法(いずれかを選択) <input type="checkbox"/> オンライン電子納品・・・	記述の整合
13	協議チェックシート【委託業務】	8 紙納品の提出部数 <input type="checkbox"/> 報告書：1部（簡易製本） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外のもの：1部（ ）・・・	8 紙納品の提出部数 <input type="checkbox"/> 報告書：1部（簡易製本） <input type="checkbox"/> <u>図面：1部（A3縮小版）</u> <input type="checkbox"/> 電子納品対象外のもの：1部（ ）・・・	記述の整合
15	3-4 情報共有システム利用の準備	※2： <u>工事では、</u> 検査員を登録する必要はない（システム運営者が、 <u>事前登録のある</u> 検査員に対して所属内全件に対する閲覧権限を付与するため）。	※2：検査員を登録する必要はない（システム運営者が、検査員に対して所属内全件に対する閲覧権限を付与するため）。	記述の追加
18	3-5-3 受注者による発議(5)	※監督員については、愛知県行政情報通信ネットワークから情報共有システムへアクセスする場合、別途認証処理を実施するためワンタイムパスワードを利用しなくてもよい。	－	記述の追加
25	3-6-1 情報共有システム利用時の電子納品対象物表 3-6	納品対象物等の修正に伴い関係事項を修正 ・ 施工計画書 PDF 及び紙 → PDF 及びオリジナルファイル ・ 出来形確認資料（出来高図を除く） 紙又は PDF → PDF 及びオリジナルファイル	－	納品対象物等の見直しに伴う修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和8年3月改訂 変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
25	3-7-1 情報共有システム 利用時の電子納品対象物 表 3-6 注記	<p>※2【工事打合簿】 建設局及び都市・交通局の発注工事では、段階 確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認書 を含む。</p> <p>※3【工事打合簿、施工計画書、出来形管理資料】 添付書類は PDF 形式又は事前協議で認められた ファイル形式とするが、必要に応じて PDF ファイル の作成元ファイル（オリジナルファイル）を含 めることができる（（3-5-3(2) ② を参 照））。</p> <p>※4【施工計画書】 ① 情報共有システムで提出した施工計画書は、 「MEET」（打合せ簿）フォルダに格納してよい。</p> <p>※5【出来形管理資料】 格納フォルダは「MEET」（打合せ簿）フォルダ とする。</p> <p>※6【品質管理資料】 事前協議により電子納品対象とする場合の格納 フォルダは「MEET」（打合せ簿）フォルダとす る。</p> <p>※7【施工計画書・出来形管理資料・品質管理資 料】 打合せ簿を付けず完了時に提出する書類は、シ ステムの「提出書類」機能ではなく、「電子納 品」機能を用いて「MEET」（打合せ簿）フォルダ へ直接格納する。</p> <p>※8【SXF(sfc 又は sfz)】 ① 国土交通省等では、原則として SXF（P21 又は P2Z 形式：ISO 国際標準準拠）と定めているが、 愛知県では、ファイルサイズの小さい SXF(sfc 又 は sfz 形式)を用いる。 ② . . .</p>	<p>※2【工事打合簿】 ① 建設局及び都市・交通局の発注工事では、段階 確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認書 を含む。 ② 添付書類は PDF 形式又は事前協議で認められた ファイル形式とするが、必要に応じて PDF ファイル の作成元ファイル（オリジナルファイル）を含 めることができる（（3-5-3(2) ② を参 照））。</p> <p>※3【施工計画書】 ① 施工計画書は、電子成果品のほか印刷物（紙 1 部）を提出する。提出にあたっては、事前打合せ 段階の説明資料を活用するなど印刷枚数の節減に 努める。監督員と協議の上、参考資料等の重要度 が低い部分の印刷を省略してもよい。 ② 情報共有システムで提出した施工計画書は、 「MEET」（打合せ簿）フォルダに格納してよい。</p> <p>※4【品質・出来形管理資料】 事前協議により電子納品対象とする場合の格納 フォルダは「MEET」（打合せ簿）フォルダとす る。</p> <p>※5【SXF(sfc 又は sfz)】 ① 国土交通省等では、原則として SXF（P21 又は P2Z 形式：ISO 国際標準準拠）と定めているが、 愛知県では、ファイルサイズの小さい SXF(sfc 又 は sfz 形式)を用いる。 ② CAD 図面の背景に画像ファイル（ラスターデー タ）を貼り付ける場合は、「3-4(2)ラスターデー タの仕様」に従うことを基本とするが、これにより 難しい場合は、監督員と協議の上図面を PDF 形式で 納品することができる。 ③ . . .</p>	

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和8年3月改訂 変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
28	3-7-2 電子成果品の作成 (1)	<p>3-7-2 電子成果品の作成</p> <p><u>(1) 工事</u></p> <p>① システムで処理した工事書類は、システムにて納品情報を登録することにより、納品物に自動追加される。</p> <p>② システムの「電子納品」機能を用いて、工事管理情報の入力や、写真・図面の追加・整理を行う。受注者が保有する電子成果作成ソフトウェアや写真管理ソフトウェアで作成した図面や写真の電子成果品データをシステムへ登録（アップロード）することもできる。</p> <p>③ システムの「電子納品」機能を用いて作成できない地質調査及びi-Constructionフォルダなどを納品する場合は、それぞれの要領に従い受注者が保有する電子成果作成ソフトウェアなどで作成した電子成果品（BORING 及び ICON フォルダなど）をシステムへアップロードする。</p> <p>④ i-Construction フォルダなどのデータ容量が著しく大きくなる場合（概ね1GB以上）は、監督員と協議のうえ、i-Construction フォルダなどのみ電子媒体（BD-R 等）による納品への変更を検討すること。</p>	<p>3-7-2 電子成果品の作成 <u>(工事のみ)</u></p> <p>① システムで処理した工事書類は、システムにて納品情報を登録することにより、納品物に自動追加される。</p> <p>② システムの「電子納品」機能を用いて、工事管理情報の入力や、写真・図面の追加・整理を行う。受注者が保有する電子成果作成ソフトウェアや写真管理ソフトウェアで作成した図面や写真の電子成果品データをアップロードすることもできる。</p> <p>③ 地質調査及びi-Construction フォルダを納品する場合は、それぞれの要領に従い作成した成果（BORING 及び ICON フォルダ）をシステムへアップロードする。</p> <p>④ i-Construction フォルダのデータ容量が著しく大きくなる場合（概ね1GB以上）は、監督員と協議のうえ、i-Construction フォルダのみ電子媒体（BD-R 等）による納品への変更を検討すること。</p>	記述の修正
28	3-7-2 電子成果品の作成 (1)	追加	二	記述の追加

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和8年3月改訂 変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
28	3-7-3 電子成果品のエラーチェック (1)	3-7-3 電子成果品のエラーチェック (1) 工事 ① 成果品作成後、受注者はシステムのチェック機能を実行し、エラーがあれば修正する。 ② 次の事項はシステムでチェックされないため、受注者は、システム登録（アップロード）前にチェックを済ませておき、 <u>エラーがあれば修正すること。なお、これら以外の事項は、他のチェックシステムによるエラーチェックを実施しなくてもよい。</u> ア 図面の CAD 製図基準の規定への適合性チェック（レイヤなど） （CAD 等が備えるチェック機能を利用） イ 地質調査及び i-Construction フォルダなど受注者が保有する電子成果作成ソフトウェアなどで作成した電子成果品のチェック （専用ソフトウェアやチェックツール等を利用）	3-7-3 電子成果品のエラーチェック <u>（工事のみ）</u> (1) 工事 ① 成果品作成後、受注者はシステムのチェック機能を実行し、エラーがあれば修正する。 ② 次の事項はシステムでチェックされないため、受注者は、システム登録（アップロード）前にチェックを済ませておく。これら以外の事項は、他のチェックシステムによるエラーチェックを実施しなくてもよい。 ア 図面の CAD 製図基準の規定への適合性チェック（レイヤなど） （CAD 等が備えるチェック機能を利用） イ 地質調査及び i-Construction フォルダのチェック （専用ソフトウェアやチェックツール等を利用）	記述の修正
28	3-7-3 電子成果品のエラーチェック (2)	追加	二	記述の追加
29	3-7-4 電子成果品の提出 (1)	(1) <u>工事及び委託業務</u>	(1) 工事	記述の追加
29	3-7-4 電子成果品の提出 (2)	(2) <u>委託業務（情報共有システムに電子成果品が登録できない場合）</u>	(2) 委託業務	記述の追加

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和8年3月改訂 変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
29	3-7-5 二重納品の禁止	電子納品する書類等は、次に該当する場合を除き紙及び電子媒体（以下「紙等」とする）による納品は不要であり、発注者が紙等の提出を求めてはいけない。 なお、委託業務では、当面の間、従来どおり報告書（数量計算書、設計計算書を除く）について、紙媒体で納品する。	電子納品する書類等は、次に該当する場合を除き紙及び電子媒体（以下「紙等」とする）による納品は不要であり、発注者が紙等の提出を求めてはいけない。	記述の追加
32	3-10 情報共有システムの利用完了	※2：主として表2-1 情報共有システムの利用対象工事及び表2-2 情報共有システムの利用対象業務における「その他の機関」を想定している。 ※3：これに伴い、システム対象工事等においては、監督員による「電子成果品保管管理システム」への電子媒体の登録は廃止する。なお、建築工事については、「建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」によること。 ※4：委託業務で情報共有システムへ電子成果品をアップロードしない案件や建築局、農業水産局及び農林基盤局が発注する案件については、「電子成果品保管管理システム」へ提出される機能の対象外であるため、情報共有システムから必要なデータをダウンロードし、別途、電子成果品を作成する必要がある。なお、納品後は情報共有システムの「利用完了」操作を行う。	※2：主として表2-1 情報共有システムの利用対象工事における「その他の機関」を想定している。 ※3：これに伴い、システム対象工事においては、監督員による「電子成果品保管管理システム」への電子媒体の登録は廃止する。 ※4：「電子成果品保管管理システム」へ提出される機能は、工事のみが対象であるため、委託業務はシステムから必要なデータをダウンロードし、別途、電子成果品を作成する必要がある。	記述の修正
33	第4章 積算上の取扱い 表4-2 発注機関	建設局 都市・交通局 農業水産局 農林基盤局 企業庁	建設局 都市・交通局 企業庁	記述の追加
33	第4章 積算上の取扱い 表4-2 注記	※：測量業務は間接測量費（用地測量は間接調査費）、地質調査は業務管理費、設計業務、発注者支援業務、用地調査業務、土地評価業務、建物等事前調査及び事後調査業務は間接原価に含む、物件調査委託業務、建築監理業務及び換地処分業務は、積み上げ計上	※：測量業務は間接測量費（用地測量は間接調査費）、地質調査は業務管理費、設計業務及び発注者支援業務は間接原価に含む、物件調査委託業務は、積み上げ計上	記述の追加